

別表1 非課税対象施設一覧表

(令和2年4月1日現在)

- 適用の有無の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々○は適用があり、×は適用がないことを表します。
- 免税点の判定は、非課税控除後で行います。

整理番号	非課税対象施設等	適用の有無		根拠法令
		資	従	
1	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号(別表第一)に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	法人税法第2条第6号(別表第二)に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	〃②
3	博物館、図書館及び個人立幼稚園	○	○	〃③(3)
4	物価統制令に基づき県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	〃③(4)
5	と畜場法に規定すると畜場	○	○	〃③(5)
6	化製場法等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃③(6)
7	水道法に規定する水道施設	○	○	〃③(7)
8	一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	〃③(8)
9	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院で医療法人が開設するもの並びに医療関係者の養成所	○	○	〃③(9)
10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 上記の施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	〃③(10) (10の2) (10の3) (10の4) (10の5) (10の6) (10の7) (10の8) (10の9)
11	農林漁業の生産の用に直接供される農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎等	○	○	〃③(11)
12	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	〃③(12)
13	卸売市場及びその機能を補完する施設(注1)	○	○	〃③(14)
14	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する電気工作物等の施設	○	○	〃③(16)
15	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供するガス工作物等の施設	○	○	〃③(17)
16	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	〃③(18)

整理 番号	非課税対象施設等	適用の有無		根拠法令
		資	従	
17	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法701の34 ③(19)イ
	ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	〃③(19)ロ
18	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	〃③(20)
19	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業で鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは第2種貨物利用運送事業で航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	〃③(21)
20	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	〃③(22)
21	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るもの	○	○	〃③(23)
22	東日本電信電話(株)等が、電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外のもの	○	○	〃③(24)
23	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	○	○	〃③(25)
24	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの	○	○	〃③(25の2)
25	事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体等が経営する専ら勤労者等の利用に供する福利又は厚生のための施設（注2）	○	○	〃③(26)
26	一般公共の用の供される路外駐車場（注3）	○	○	〃③(27)
27	都市計画に定められた原動機付自転車又は自転車のための駐車場	○	○	〃③(28)
28	高速道路株式会社法による東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)が、高速道路の新設・改築・維持・修繕その他の管理等の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	〃③(29)
29	特定防火対象物に設置される消防設備等、特殊消防設備等及び防災に関する設備等（注4）	○	×	〃④
30	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち労働者詰所及び現場事務所に勤務する作業員等に係る従業員給与総額	×	○	〃⑤

地方税法施行令改正令附則による非課税規定の経過措置（令和2年4月1日現在）

整理 番号	非課税対象施設等	適用の有無		適用期限	根拠法令
		資	従		
31	指定旧供給区域においてみなし熱供給事業者が熱供給事業法に規定する事業の用に供する熱供給施設	○	○	(法人) 指定旧供給区域解除日の前日までに終了する事業年度分 (個人) 指定旧供給区域解除日の属する年前の年分 解除日前に事業を廃止した場合における解除日の属する年分	令改正令附則12 旧令第56条の31(平成28年度削除)

(注1) 整理番号13(卸売市場の機能を補完する施設)

卸売市場の機能を補完する施設とは次のものをいいます。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号に規定する付設集団売場の施設又は同号下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター
- (2) 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所(一時的に指定を受けたものは除かれます。)において生鮮食料品等を保管する施設

(注2) 整理番号25(福利厚生施設)

- (1) 福利厚生施設には、一般的に次のようなものが該当します。(専らこれらの用に供する施設に限られません。)

◎保養所、寮、各種クラブ活動室、体育館、従業員食堂、診療室、保育施設、娯楽室等

- (2) 次のような施設は、事業所税において非課税とされる福利厚生施設には該当しません。

◎ トイレ、湯沸場、廊下等に置かれた自動販売機、駐車場等の通勤施設、業務上更衣を必要とする事業場の更衣室、現場作業員の浴場、業務上必要とされる仮眠室、研修所、事業に関する専門知識向上のための図書室等

(注3) 整理番号26(路外駐車場)

- (1) 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいい、時間貸しの対象となっている部分等が該当します。

事業所税が非課税とされる路外駐車場の範囲は次のとおりです。

ア 都市計画駐車場

イ 届出駐車場

ウ 不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離の範囲内にあって、一般公共の用に供されていると市長が認めたもの

- (2) 月極貸しのための駐車場は非課税とされる路外駐車場に該当しません。

- (3) 非課税とされる施設には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金徴収所、ターンテーブル等が含まれます。

(注4) 整理番号29(消防設備等・防災に関する設備等)

防火対象物で次の表1に掲げるもの(以下「特定防火対象物」といいます。)に設置される消防用設備等及び防災に関する施設又は設備で、表2に掲げるものが非課税となります。

なお、表2に掲げる消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備であっても、特定防火対象物に該当しない建物に設置されたものについては、非課税の適用はありません。

〔表1〕 特定防火対象物一覧表(消防法施行令別表第1からの抜粋)

区 分		防 火 対 象 物 の 用 途
1	(1) イ ロ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場
2	(2) イ ロ ハ ニ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの 遊技場又はダンスホール 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに1(1)イ、(4)、5(5)イ及び7に掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	(3) イ ロ	待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店
4	(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	(5) イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
6	(6) イ ロ ハ ニ	病院、診療所又は助産所 (1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) ハ (1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4)児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
7	(9) イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	(16) イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から4まで、5(5)イ、(6)又は7に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	(16の2)	地下街
10	(16の3)	建築物の地階(9に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1から4まで、5(5)イ、(6)又は7に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)(準地下街)

〔表2〕 消防設備等及び防災に関する設備等

非課税が適用されるのは、これらの施設が〔表1〕の特定防火対象物に設置された場合に限られます。

なお、「共用部分の計算書」に記載する場合には、次の区分により集計してください。

○表の 1～10欄に該当するもの……消防設備等

○表の11～19欄に該当するもの……防災に関する設備等

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い
	全部	2分の1	
1 次の設備に係る水槽の設置部分 屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備、 水噴霧消火設備、 泡消火設備、 屋外消火栓設備、 動力消防ポンプ設備、 消防用防火水槽	○		(1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽に係る事業所床面積は、非課税となります。 (2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用する水槽を地下に埋設し、その蓋に当る床面に消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが設置されているポンプ室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれのポンプの規模(占有床面積等)に応じ、該当ポンプ室に係る事業所床面積を按分し計算します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数により按分して差支えありません。
2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室 屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備、 水噴霧消火設備、 泡消火設備、	○		消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプが併設されているポンプ室、消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器(排煙設備の排煙機等)と一般業務用の機器とが併設されている機械室等のように、消防用設備等と一般業務用の設備とが、その設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の規模(占有床面積等)に応じ、当該設備場所に係る事業所床面積を按分します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数により按分して差支えありません。
3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室(発電室、蓄電池室又は変電室) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター	○		(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備に係る事業所床面積については、非課税になります。 (2) 一般照明用等の電源設備が併設されている場合については、上記2を参照してください。

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い
	全部	2分の1	
<p>4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等)の格納部分を含むものとし、床を占用する部分に限ります。)</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター</p>	○		<p>パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とを併せて格納するものに係る事業所床面積は、非課税になります。</p>
<p>5 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機等を含みます。)の設置部分(床を占用する部分に限ります。)</p>	○		<p>(1) 消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤に係る事業所床面積は、非課税になります。</p> <p>(2) 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等は、床を占用する面積がないので、非課税になりません。</p> <p>(3) 消防用設備等の操作機器の操作面積については、19(4)を参照してください。</p>
<p>6 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等</p> <p>泡消火設備、 不活性ガス消火設備、 ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備</p>	○		
<p>7 動力消防ポンプ設備の格納庫</p>	○		
<p>8 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱又は簡易消火用具の設置部分(床を占用する部分に限ります。)</p>	○		<p>(1) 壁等に取付けられている場合の取扱いについては、5(2)を参照してください。</p> <p>(2) 移動性消防用具については、その設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場所に限り、その占用床面積が非課税とされます。</p> <p>(3) 操作面積の取扱いについては、19(4)を参照してください。</p>

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い												
	全部	2分の1													
9 避難器具の設備部分(床を占有する部分に限ります。)	○		(1) 壁等に取り付けられている場合の取扱いについては、5(2)を参照してください。 (2) 操作面積の取扱いについては、19(4)を参照してください。												
10 排煙設備のダクトスペース(風道(床を占有する部分に限ります。))及び排煙機の設置部分	○		(1) 消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行う排煙設備の風道等に係る事業所床面積は、非課税になります。 (2) 一般業務用の機器が併設されている場合の取扱いについては2を参照してください。												
11 階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室 (3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室(傾斜路を含みます。) (4) (1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限ります。)	○ ○ ○ ○		(1) 特別避難階段は、附室の設置がその構造上の要件であるので、この附室も非課税になります。 (2) 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物につき、特定行政庁が避難階段に附室の設置を命じた場合にあっては、その2分の1の面積に対応する部分が非課税となります。 (4) 防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公衆便所、公衆電話所等で、当該部分が階段等の部分と一体となって防火区画されている場合は、2分の1非課税になります。												
12 廊下の部分		○	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。 なお、建築基準法施行令第119条又は横浜市建築基準条例第19条の規定の適用を受けるものにあつては、当該規定による下記の表に掲げる幅員を有するものが非課税の対象となります。 <table border="1" data-bbox="716 1395 1484 2015"> <thead> <tr> <th>廊下の用途</th> <th>両側居室</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校、中学校又は高等学校における児童用又は生徒用のもの</td> <td>2.3m 以上</td> <td>1.8m 以上</td> </tr> <tr> <td>病院の患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階の共用のもの又は居室の床面積の合計が200㎡(地階にあつては100㎡)を超える階のもの(3室以下の専用を除く。)</td> <td>1.6m 以上</td> <td>1.2m 以上</td> </tr> <tr> <td>診療所、ホテル、旅館若しくは簡易宿所の用途に供する建築物又は下宿、寄宿舎若しくは児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物で、その階における居室の床面積の合計が100㎡を超えるもの(客用若しくは共用でないもの又は床面積の合計が30㎡以下の室に通ずる専用ものを除く。) 〔横浜市建築基準条例に基づく取扱い〕</td> <td>1.6m 以上</td> <td>1.2m 以上</td> </tr> </tbody> </table>	廊下の用途	両側居室	その他	小学校、中学校又は高等学校における児童用又は生徒用のもの	2.3m 以上	1.8m 以上	病院の患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階の共用のもの又は居室の床面積の合計が200㎡(地階にあつては100㎡)を超える階のもの(3室以下の専用を除く。)	1.6m 以上	1.2m 以上	診療所、ホテル、旅館若しくは簡易宿所の用途に供する建築物又は下宿、寄宿舎若しくは児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物で、その階における居室の床面積の合計が100㎡を超えるもの(客用若しくは共用でないもの又は床面積の合計が30㎡以下の室に通ずる専用ものを除く。) 〔横浜市建築基準条例に基づく取扱い〕	1.6m 以上	1.2m 以上
廊下の用途	両側居室	その他													
小学校、中学校又は高等学校における児童用又は生徒用のもの	2.3m 以上	1.8m 以上													
病院の患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階の共用のもの又は居室の床面積の合計が200㎡(地階にあつては100㎡)を超える階のもの(3室以下の専用を除く。)	1.6m 以上	1.2m 以上													
診療所、ホテル、旅館若しくは簡易宿所の用途に供する建築物又は下宿、寄宿舎若しくは児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物で、その階における居室の床面積の合計が100㎡を超えるもの(客用若しくは共用でないもの又は床面積の合計が30㎡以下の室に通ずる専用ものを除く。) 〔横浜市建築基準条例に基づく取扱い〕	1.6m 以上	1.2m 以上													

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い														
	全部	2分の1															
13 避難階における屋外への出入口の部分		○	屋外への出入口について、扉、柱等で区画されている部分(風除室等)がある場合は、当該区画された部分が2分の1非課税になります。 特に区画がない場合は、非課税の対象となりません。														
14 非常用進入口のバルコニーの部分	○																
15 中央管理室(火災報知設備発信機等、消防用設備等の操作機器設置部分を除きます。)(令56条の43③(2))		○	消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合、当該総合操作盤等の設置部分(占用床面積)については、前記5により全部非課税とされていますので、中央管理室(排煙設備の制御等、非常用エレベーターの作動等に係る設備が設置されているものに限る。)の残りの部分が2分の1非課税になります。														
16 昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路、乗降ロビー及び機械室 (2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路で防火区画されているもの (3) 防火区画された吹き抜け部分等(床面積の存する部分に限ります。)	○	○ ○	(2)及び(3)は、建築基準法施行令第112条第9項の規定により防火区画された堅穴区画の部分が該当します。 ダクトスペースその他の堅穴区画(防火区画されたもの)														
17 横浜市火災予防条例の規定により設置を義務付けられた避難通路 (1) 消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの	○		(1) 非課税の適用を受ける避難通路は、横浜市火災予防条例第60条、第62条及び第63条の規定に基づき設置されたものをいいます。 ア 劇場等の避難通路は、客席内に設けられたものをいいます。 イ キャバレー等及び飲食店の避難通路は、階(店内)における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられたもので、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないでその一に達するように設置された有効幅員1.6m(飲食店にあつては1.2m)以上のものをいいます。 ウ 百貨店等若しくは展示場又は地下街の避難通路は、百貨店等若しくは展示場の一の階又は地下街の物品販売業を営む一の店舗で、売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた次の幅員を有する主要避難通路をいいます。 <table border="1" data-bbox="764 1591 1365 1712"> <thead> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150㎡以上300㎡未満</td> <td>1.2m以上</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上600㎡未満</td> <td>1.6m以上</td> </tr> <tr> <td>600㎡以上</td> <td>1.8m以上</td> </tr> </tbody> </table> なお、地階、避難階及び消防署長が避難上必要と認めた階にあつては、次の幅員を加算することとされています。 <table border="1" data-bbox="764 1793 1365 1885"> <thead> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500㎡以上3,000㎡未満</td> <td>0.2m</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>0.7m</td> </tr> </tbody> </table> また、前記の売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合に、その売り場又は展示場内に設置を義務付けられた一定の補助避難通路(幅員1.2m以上)も含まれます。	売場又は展示場の床面積	幅員	150㎡以上300㎡未満	1.2m以上	300㎡以上600㎡未満	1.6m以上	600㎡以上	1.8m以上	売場又は展示場の床面積	幅員	1,500㎡以上3,000㎡未満	0.2m	3,000㎡以上	0.7m
売場又は展示場の床面積	幅員																
150㎡以上300㎡未満	1.2m以上																
300㎡以上600㎡未満	1.6m以上																
600㎡以上	1.8m以上																
売場又は展示場の床面積	幅員																
1,500㎡以上3,000㎡未満	0.2m																
3,000㎡以上	0.7m																
(2) (1)以外のもの		○															

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い
	全部	2分の1	
18 喫煙所		○	非課税の適用を受ける喫煙所は、横浜市火災予防条例第28条第3項の規定により設置したものであり、かつ、横浜市火災予防規則第12条第1項の規定により喫煙等承認申請書(第3号様式)を消防署長に提出し、かつ、同項の規定による承認を受けたもの。 デパートの売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合の当該施設は、非課税に該当しません。
19 その他(行政命令に基づき設置するもの) (1) 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室 (2) 建築物の構造、用途等に応じ、避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等 (3) 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンターの設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター及びサブセンター等 (4) 消防用機器、避難器具等の操作面積(行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限ります。) (5) その他		○ ○ ○ ○ ○	(4) 消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、テーピング等により当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、2分の1非課税になります。 (5) 消防署長等の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの

(注)

共用部分に表に掲げる非課税施設等がある場合は、「共用部分の計算書」において、それらの施設に係る床面積の全部又は2分の1を控除することになりますので、「非課税明細書」には含めないようにしてください。

なお、共用部分に非課税の適用がある場合の事業所床面積の計算は、次の例によります。

$$(Aの事業所床面積) = A + \frac{1}{2} C \times \frac{A}{A+B}$$

A
C (廊下=1/2非課税)
B